

第 3 号議案（議員提出議案）

島本町議会委員会条例の一部を改正する条例

島本町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

提出者 島本町議会議員

川 嶋 玲 子	野 口 日利美
山 口 博 好	中 嶋 洵 智
大久保 孝 幸	福 嶋 保 雄
長谷川 順 子	中 田 みどり
平 井 均	伊集院 春 美
清 水 貞 治	戸 田 靖 子
永 山 優 子	

提案理由

オンラインを活用した委員会の開催を可能とするため、所要の改正を行うもの。

島本町条例第 号

島本町議会委員会条例の一部を改正する条例

島本町議会委員会条例（昭和35年島本町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（招集の特例）

第11条の2 委員長は、次に掲げる事由により、委員会の開催場所への参集が困難と判断されるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び意思表示の確保等に留意するものとする。

- (1) 重大な感染症のまん延防止等
- (2) 災害の発生等
- (3) その他委員長が必要と認める場合

2 前項の場合において、オンラインを活用した委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要

な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定める。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前条第2項の規定により委員長の許可を得てオンラインを活用した委員会に出席する委員は、前項、次条第1項及び第25条第1項の出席委員とする。

第16条第1項中「できる。」の次に「ただし、オンラインを活用した委員会においては、秘密会とすることはできない。」を加え、同条第2項中「諮って」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。